

～旅館業営業における留意点～

1. 衛生管理の徹底

○レジオネラ症対策

- 近年、レジオネラ症の発生が増加しており、重症化したり、死亡するケースも相次いでいます。特に入浴設備が感染源になることが多く、社会問題になっています。
- 入浴設備について裏面記載の衛生管理を実施するとともに、次表の水質検査を1年に1回以上（循環・連日使用する浴槽水は、2～4回以上を推奨）行い、その検査結果を3年間保存してください。水質基準に適合していないことが判明した場合は、直ちに保健所に届け出てください。

区分※1	検査項目（水質基準※2）
①浴槽水	濁度（≦5度）、全有機炭素量（≦8mg/L）又は過マンガン酸カリウム消費量（≦25mg/L）、大腸菌（≦1CFU/mL）、 レジオネラ属菌 （＜10CFU/100mL）
②原水、原湯、上がり用水、上がり用湯	色度（≦5度）、濁度（≦2度）、pH値（≧5.8、≦8.6）、全有機炭素量（≦3mg/L）又は過マンガン酸カリウム消費量（≦10mg/L）、大腸菌（不検出）、 レジオネラ属菌 （＜10CFU/100mL）

※1）客室に設置された入浴設備で、宿泊者が浴槽水を換水することができるものは、次のとおりとなります。

- ・水道事業者（上水道・簡易水道）の供給水のみを使用：①・②とも検査不要
- ・水道事業者（上水道・簡易水道）の供給水以外の水を使用：①のみ検査不要

※2）温泉水又は井戸水を使用する場合は、この水質基準の一部（色度、濁度、pH値、全有機炭素量又は過マンガン酸カリウム消費量）を適用しないことがあります。

○飲料水の衛生確保

- 給水設備は、定期的に点検・保守し、貯水槽は、1年以内ごとに1回、定期清掃し、その実施記録を2年以上保存してください。
- 水道事業者（上水道・簡易水道）の供給水以外の水を飲料水とする場合は、次表のとおり水質検査を行って飲用に適することを確認するとともに、その検査結果を2年以上保存してください。

頻度	検査項目
毎日	色、濁り、臭い、味
1年に1回以上	一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、全有機炭素量、pH値

○施設一般の管理

- ねずみ・昆虫等の防除（6か月以内ごとに1回、実施記録を2年以上保存）、トコジラミ対策、寝具類の清潔保持、感染症対策等を徹底してください。
- 清掃・補修、換気・照明設備の保守、防火安全対策等も適切に実施してください。

2. 各種手続等

○宿泊者名簿の記載と保存

- 感染症、テロ等への対策面も考慮し、**宿泊者名簿には次の事項を記載**するとともに、作成の日から**3年間保存**してください。

〔宿泊者の氏名・住所・連絡先・性別・年齢、客室の名称又は番号、
到着年月日、出発年月日、前宿泊地、行先地、国籍・旅券番号（国内在住でない外国人の方のみ）〕

○定期報告

- 稼働状況等（各月の宿泊者数等）について、定期的に知事に報告する必要があります。

○承継、変更、廃止等の手続

- 次のような事項に該当する場合は、法令に基づく手続が必要になります。詳しくは保健所にお問い合わせください。

手続区分	対象となる事項	申請・届出の期限
承継承認申請	事業譲渡	（事前相談の上で）あらかじめ
	法人の合併・分割	（登記前に）あらかじめ
	営業者死亡による相続	60日以内
記載事項変更届	住所・氏名、法人代表者、施設名称、構造設備等の変更	10日以内
停止・再開、廃止届	営業の停止・再開、廃止	10日以内

【お問い合わせ窓口】

奈良県吉野保健所 衛生課（〒638-0045 下市町新住15-3、TEL:0747-64-8131）

○レジオネラ症対策(主な衛生管理事項)

- 客室に設置された入浴設備で、宿泊者が浴槽水を換水することができるもの：主に★事項を実施
- その他の入浴設備：すべての事項を実施

項目	衛生管理事項
浴槽	•毎日(ろ過器を使用している場合は、1週間に1回以上)、完全に換水して清掃 •使用中は、常に満水状態を保ち、かつ、原湯又はろ過した湯水を十分に供給して溢水させ、清浄保持 •湯水があるときは、ろ過器・消毒装置を常に作動 •オーバーフロー水は、原則として浴用に使用しない(これにより難しい場合は、回収槽を頻繁に清掃・消毒するとともに、回収槽の水を塩素系薬剤等で消毒)
貯湯槽	★生物膜の状況を定期的に監視し、必要に応じて清掃・消毒 •60℃以上、最大使用時でも55℃以上を保持(これにより難しい場合は、貯湯槽内の水を消毒) •適宜、底部の滞留水を排水 •設備の破損等や温度計の性能の確認
ろ過器・循環配管	★1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄(逆洗浄で汚れを十分に排出することができなくなったときは、ろ材を交換) ★ろ過器、ろ過器と浴槽間の配管は、1週間に1回以上、清掃・消毒 •年に1回程度は循環配管内の生物膜の状況を点検し、生物膜がある場合は、除去 •使用しない不要な配管を除去
気泡発生装置 打たせ湯等	•適宜、清掃・消毒 •24時間以上完全に換水しないで使用している浴槽水や循環している浴槽水を使用しない
シャワー	•循環している浴槽水を使用しない •少なくとも週に1回、内部の水が置き換わるように通水 •ヘッドとホースは6か月に1回以上、点検し、内部の汚れとスケールを1年に1回以上、洗浄・消毒
集毛器	★毎日、清掃
調整箱(洗い場の湯栓 やシャワーに送湯する箱)	★定期的に清掃
露天風呂	•浴槽に土が入り込まないように注意 •露天風呂の浴槽水が屋内の浴槽水に混入することを防止
浴槽水の消毒	★消毒装置は、適切に維持管理 •原則として塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常0.4mg/L程度を保ち、かつ、最大1mg/Lを超えないよう努力(モノクロアミンを使用する場合は、3mg/L程度を保持) •高pH(アルカリ性)の泉質の場合は、必要に応じて遊離残留塩素濃度をやや高く設定(例:0.5~1mg/L)する、モノクロアミンを使用するなど配慮 •循環式浴槽の場合は、塩素系薬剤は、ろ過器の直前に注入 •湯水の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用できない場合は、他の消毒方法で対応するか、浴槽水を毎日換水し、浴槽・ろ過器・配管の清掃と消毒を徹底する等の適切な代替措置を講じる •浴槽水の薬剤濃度の測定結果は、測定の日から3年間保存

※清掃作業時は、エアロゾル吸引を防ぐため、マスク等を着用しましょう。